

第1部重点プロジェクト (地域環境まちづくり行動計画)



1 重点プロジェクトの趣旨

重点プロジェクトは、次の趣旨で策定され、平成16年度から行動に移していくものです。

◆ 「地域環境まちづくり行動計画」の一つ

基本計画に定めた内容を具体的に実現するため、地域コミュニティにおいて、又は目的別コミュニティにおいて、あるいはその複合型コミュニティにおいて、各々が主体的に他の主体と共働して行動していくための計画である「地域環境まちづくり行動計画」の一つです。

◆ はじめの一步を踏み出せるもの

重点プロジェクトとは、この計画に掲げるビジョンを実現するため、市民主体行政共働、あるいは行政主体市民参加により、計画初年度から具体的な一步を踏み出すものです。

◆ 市民が時間とエネルギーをかけられるもの

市民が、市職員をはじめ関係者と一緒に、自分自身と自分たちの暮らす地域や地球に心を配り、時間とエネルギーを傾けて実行していこうと思うことができる行動計画です。

◆ 多くの市民や事業者の参加が得られるもの

活動内容が広く公表され、環境パートナーシップ組織⁸が中心となり運営に参加したい人がいれば一緒にでき、活動自体はより多くの市民、事業者が参加できるようなものです。

2 重点プロジェクトの種類と構成

計画策定時点で、14の重点プロジェクトがあります。これですべてではなく、計画策定後も、市民（市民団体）や市職員（市）から、新たに提案され、具現化されるものです。

※平成20年度の短期見直しで新たに1つのプロジェクトが追加されました。

1. 源流域元気プロジェクト
2. 親水基準プロジェクト
3. 東部丘陵自然公園プロジェクト
4. 農業公園プロジェクト
5. みどりいっぱいプロジェクト
6. エコカープロジェクト
7. セントラルパークプロジェクト
8. 細街路のまちなみプロジェクト
9. みんなにやさしい交通プロジェクト
10. 環境情報プロジェクト
11. エコ生活プロジェクト
12. 小学校区コミュニティプロジェクト
13. にっしんのんびり村プロジェクト
14. おまかせ！エコ共育プロジェクト
15. ごみのないまちプロジェクト

重点プロジェクトの構成

- 1 ねらいや効果
→「何のために」を示します。
- 2 具体的な進め方
→「何をいつどのように」を示します。
- 3 実施場所
→「どこで」を示します。
- 4 取組主体と関係者の役割
→「誰が誰と何を」を示します。
- 5 備考
→「補足事項」を示します。

⁸ P.101 第2部第3章を参照のこと。